脱施設化ガイドライン案への世界のコメント（2022年6月）　No.94

**オーストラリアQAI/PWDA**

脱施設化ガイドライン草案について

Queensland Advocacy for Inclusion (QAI) and People with Disability Australia (PWDA)

Draft Guidelines on Deinstitutionalization

これは、Queensland Advocacy for Inclusion（QAI、クイーンズランド州包摂の権利）とPeople with Disability Australia（PWDA、障害者オーストラリア）が共同で提出したものである。これは、2022年6月14-16日にニューヨークで開催された障害者権利条約（CRPD）第15回締約国会議に出席したオーストラリア市民社会代表団と協議して作成された。

代表団は、脱施設化ガイドラインの草案を歓迎し、その内容を支持している。ガイドラインは、自立して生活し、地域社会に包摂される権利が、すべての障害のある人にとって実現されることを保証する締約国の義務を明確にする上で、重要な役割を果たすであろう。

ガイドラインは、法的能力の権利や相当な生活水準の権利など、CRPDに含まれる多くの権利の実現が、脱施設化運動と相互に関連し、絡み合っていることをうまく文脈づけている。これは、国が資金援助するグループホームの撤去や「地域に根差した」グループホームの提供を通じて脱施設化を成功させたと誤って考えている締約国にとって特に有益である。

我々は特に、小規模なグループホームや保護作業所（sheltered workshops）のような新しい分離されたサービスの立ち上げは、脱施設化プロセスにおいては防止されるべきであり、それらはパラグラフ26にあるように、地域に根差したサービスを構成しないことを明確にしたことを歓迎する。救済、賠償、補償に関する議論も有益であり、見落とされがちな脱施設化プロセスの重要な部分である。

しかしながら、我々は以下の問題に委員会の注意を喚起したい。

・　**ガイドラインが****監護の場（custodial settings）にどの程度適用されるかは曖昧である。**パラグラフ14で、ガイドラインは「刑務所などの一般的施設環境も...脱施設化の努力に含まれるべきである」と述べている。監護の場などの特定の環境について、その環境固有のガイドラインが必要かどうか、さらに検討されてもよい。我々は、ある監獄形態（carceral form）から別の監獄形態への施設収容の移行を避けるために、脱施設化の取り組みを監護施設に拡大することを全面的に支持する。しかし、このガイドラインでは、例えば、パラグラフ13によって締約国が刑務所への障害のある人の「新規受け入れの一時停止」を採用すべきかどうかなど、適用方法が不明確である。

・　**パラグラフ18の脱施設化プロセスにおける締約国の役割がやや不明確である。**ガイドラインは、「脱施設化プロセスは、経営者や施設の維持に携わる者によって主導されるべきではない」と述べている。これは、障害のある人とその代表組織が脱施設化運動をリードする必要性を示唆していると思われるが、この表現は、変化をリードし、開始する共同責任を締約国から免除するという意図せざる結果をもたらす可能性がある。

・　障害のある人の選択および意思と好みを実現するための重要かつ原動力となる要素として、締約国は、**あらゆる支援システムの提供が、住宅を提供するあらゆるシステムとは切り離されていることを保証しなければならないことを明確化すること。**ガイドライン案のパラグラフ27-29は、締約国による資金や資源の割り当てが、事業者が住宅と支援の両方を提供しないようにすることを明確にする必要がある。相当な生活水準への権利の構成要素としての適切な住宅への権利、およびこの文脈における非差別の権利に関する特別報告者が、国連総会への2017年報告書（A/72/128）で明らかにしたように、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（ICESCR）第2条および11条、CRPD第19条および28条の権利の実施において政府が準拠すべきことは、「サービスは障害のある人の自由選択の問題であり、住居または居住地の確保と関連していない」（パラ54参照）ということである。

・　**パラグラフ31-32で、アクセス可能な住宅への権利がCRPD第19条の実現のための前提条件であることを締約国に明確に指導し**、そのためにすべての締約国にすべての障壁を直ちに除去するよう指示すること。一般的意見第5号が明らかにしたように、第19条はCRPD第9条と結びついており、それは「建築環境全体の一般的なアクセシビリティは、地域社会で自立して生活するための前提条件であるから」（パラ78）である。また、これらの権利は差別なく実現されなければならず、したがって、これらの権利は即時実現が必要とされ、締約国によって漸進的に実現されてはならないことを意味する。適切な生活水準への権利の構成要素としての適切な住宅への権利、およびこの文脈における非差別の権利に関する特別報告者は、国連総会への2017年報告書（A/72/128）において、次のように明確に指摘した。『非差別の権利はまた、政府及び民間主体に対し、そのような配慮が「必要かつ適切」で、「不均衡又は過度の負担」を課さない限りにおいて、障害のある人のニーズに合理的に配慮するための積極的措置をとることを求める。』合理的配慮とは、既存の住宅に物理的な変更を加えることに限定されない。また、法律や政策の適用を調整する義務も含まれる。非差別の権利の構成要素として、合理的配慮は国家の即時実施の義務と考えられている。

・　**パラグラフ38と39の交差性に関する議論は、高齢者が経験する脱施設化への重大な障壁をより明確に表現することが可能である。**ガイドラインの中で「女性と少女」「障害児」がより詳細に論じられているのと同様に、高齢者の施設収容は独自の小見出しを持ってもよい。化学的・機械的拘束のリスクなど、施設内で高齢の障害のある人が経験するリスクにより大きな注意を払うことは、ガイドラインの範囲を拡大することになる。また、文化的支援（先住民や少数民族への支援を含むがこれに限定されない）への認識を深めることで、交差的アプローチも改善されるであろう。

・　このガイドラインは、**支援つき意思決定の役割**と、それがどのように障害のある人の法的能力への権利を保障するのかについて、さらに詳しく説明することが有益であろう。

・　**パラグラフ54の法定代理に関する言及は、「自由でアクセシブルな法定代理」に修正されるべきである。** 警察を呼び、刑事告訴をする効果的な権利への言及は、「施設内にいながら、警察、弁護士、その他の監督機関を呼び、刑事、民事、人権の告訴をする効果的な権利」という記述に拡大すべきである。

これらの提出物を検討していただいたこと、およびこのガイドラインの開発という高く評価される取り組みに感謝します。

よろしくお願いします。

マチルダ・アレクサンダー　QAI　最高責任者

ジャンカルロ・デ・ヴェラ　PWDA　政策担当主任

（翻訳：佐藤久夫、岡本明）